

平成29年度第4回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議議事予定
（平成30年1月15日（月）午前10時～ 場所：久留米市役所3階305会議室）

1 前回会議の概要報告 P1～2

2 報告

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づくオンライン
結合等の実施について 【総務部総務課・総務部情報政策課】 P3～8

3 その他

平成29年度第3回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議概要

日 時：平成29年11月2日（木） 午前10時00分～午前11時30分

場 所：市役所3階 305会議室

出席者：武藤会長、坂井委員、日野委員、高橋委員、伊藤委員、相澤委員、吉岡委員、松尾委員、
穴見委員 以上9名

事務局：吉村主幹、林田補佐、仁田原、井上

その他：田中主査、島添主査（医療・年金課）

議事の概要

1 前回会議の概要報告

* 意見や異論等はなく、この件に関しては承認される。

2 諮問案件の審議

【諮問案件1】

法定受託事務に位置付けられている国民年金に関する事務において、国からの届書の報告等に係る個人情報授受の方法の変更についての協力要請を踏まえ、日本年金機構との間で光ディスクによるオンライン結合等を行うことに関し、公益上の必要があるか否か、及び個人の権利利益を侵害するおそれがあるか否かについて

【健康福祉部医療・年金課】

—資料をもとに医療・年金課から説明—

(A委員) 資料によると久留米市に届出が提出される場合と年金事務所に届出が提出される場合の2パターンがあるのか。年金事務所は、市の組織ではないということか。

(担当課) 年金事務所は市の組織ではない。国民年金事務のうち久留米市に法定受託事務としておこなっているものについては久留米市においても届出を受け付けるが、年金事務所においては久留米市が收受することができる届出も含め国民年金に係るすべての届出を受け付けるため、久留米市に提出する場合と年金事務所に提出する場合の2パターンがある。

(A委員) 資料によれば、久留米市に届出が提出された場合は、久留米市は年金事務所に対して報告書を送り、年金事務所に届出が提出された場合は、年金事務所は久留米市に対して報告書を送付することとなっているがこのときの報告書は同じものか。

(担当課) 違うものである。年金事務所からの報告書は、久留米市では行わない事務である厚生年金に関する情報等も記載されている。

(A委員) 今まで双方で紙による報告書のやりとりが行われ、その後手入力が行われていたところ、今後光ディスクによるやりとりが行われ、事務の効率化につながるという認識か。

(担当課) そのとおりである。

(B委員) 先ほどの話に関連するが、久留米市及び年金事務所は、事務を行うに当たって必要な情報を共有しておく必要があるということは分かった。国民年金から厚生年金に切り替える場合は、切り替える旨の届出が行われることとなる年金事務所から久留米市に対して報告書が送られるということか。

(担当課) そうである。仮に、国民年金の資格を保有している方が、厚生年金への切り替え手続を行ったことを久留米市が把握していないと、その後会社などをやめられて厚生年金から国民年金への切り替え手続を行う際に、当市が保有している情報だけでは国民年金の資格を保有している方が国民年金への切り替え手続をしに来たという認識から混乱が生じてしまう。

*他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

3 平成29年度情報公開・個人情報保護制度運用状況報告(7月～9月分)

—資料をもとに事務局から説明—

(C委員) 56ページに自己情報の開示請求を拒否したものがあるが、どういうことか。

(事務局) 当該案件の内容としては、市民文化部が所管する戸籍業務に係るものであるが、この業務は戸籍法に基づいて実施するものであり、同法の中に開示手続が定められている。今回当該手続では開示請求を行うことはできない方から、個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求をされたため、実施機関としては、戸籍法の趣旨を踏まえて、久留米市個人情報保護条例の規定による当該請求を拒否したものである。

(D委員) あまり関係ないことかもしれないが、警察への防犯カメラの映像の提供件数が、試験場前駅周辺のものについての提供が多いようだが、なにか理由があるのか。

(事務局) 今回の防犯カメラの映像の提供は、刑事訴訟法の規定により、警察からの要請があったため提供しているものである。総務課では、そのような場合を含む外部提供についての依頼があった場合は、個人情報の保有課において外部提供の必要性を十分に検討してから外部提供を行うかどうかを判断するように指導している。なぜ試験場前駅周辺のデータの提供が多かったのかについては、その周辺での捜査等の案件が多かったのではないかと思う。

*他に質問や意見等はなし。

4 その他

(1) 久留米市情報公開・個人情報保護審議会定例会の開催時期の見直しについて

—資料をもとに事務局から説明—

- ・ 議会スケジュールを踏まえ、当審議会への条例改正についての諮問を適切な時期に行うため、定例会の開催時期の見直しについて
- ・ 情報公開・個人情報保護制度の運用状況の報告の回数・報告時期の見直しについて

(C委員) 年間スケジュールを決めてもいいのではないか。

(事務局) そのほうが委員の皆様が参集しやすいということであれば検討したい。

*意見や異論等はなく、この件に関しては承認される。

次回開催予定日：平成30年1月15日(月) 10:00～

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づくオンライン結合等の実施について

1 報告を行う経緯

久留米市個人情報保護条例においては、原則としてオンライン結合等^(※1)を行ってはならない。ただし、法令に定めがあるとき又は審議会が認めたときはオンライン結合等を行うことができ、法令に定めがあることを理由にオンライン結合等を行ったときは、審議会へ報告を行わなければならないとなっている。平成29年11月13日から番号法^(※2)に基づく情報連携の本格運用が始まった。情報連携は情報提供ネットワークシステム^(※3)を介して個人情報を授受するものであり、番号法の規定によるオンライン結合等であることから今回報告を行うものである。

(※1)「オンライン結合等」…市の電子計算組織と市以外の者が管理する電子計算組織との通信回線による結合及び磁気テープ等による個人情報の提供

(※2)「番号法」…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(※3)「情報提供ネットワークシステム」…各省庁や地方公共団体の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、情報連携による特定個人情報の提供を管理するために、総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。

2 情報連携の概要

番号法に基づき、番号法別表第2に規定されている事務及び地方公共団体が定めた個人番号の利用等に係る条例に規定され、かつ、個人情報保護委員会が認めた事務において、他の地方公共団体等が保有している特定個人について、情報提供ネットワークシステムを介して、照会及び回答を行うもの。



マイナンバー制度におけるシステム面の仕組み

平成30年1月

久留米市
総務部 情報政策課



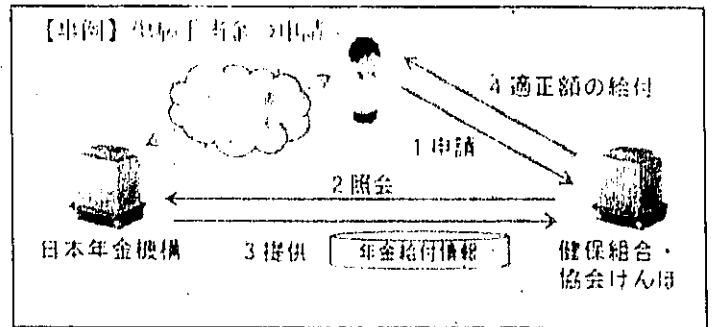
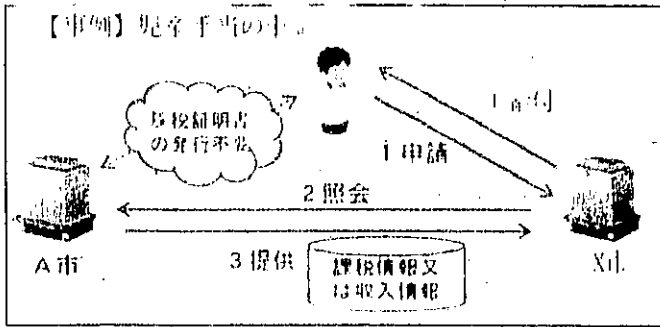
目次

1. 情報連携
2. 個人情報の管理（システム面の保護措置）
 - ① 分散管理
 - ② マイナンバーを直接使用しない情報連携
 - ③ アクセス制限
 - ④ 通信の暗号化



1. 情報連携（概要）

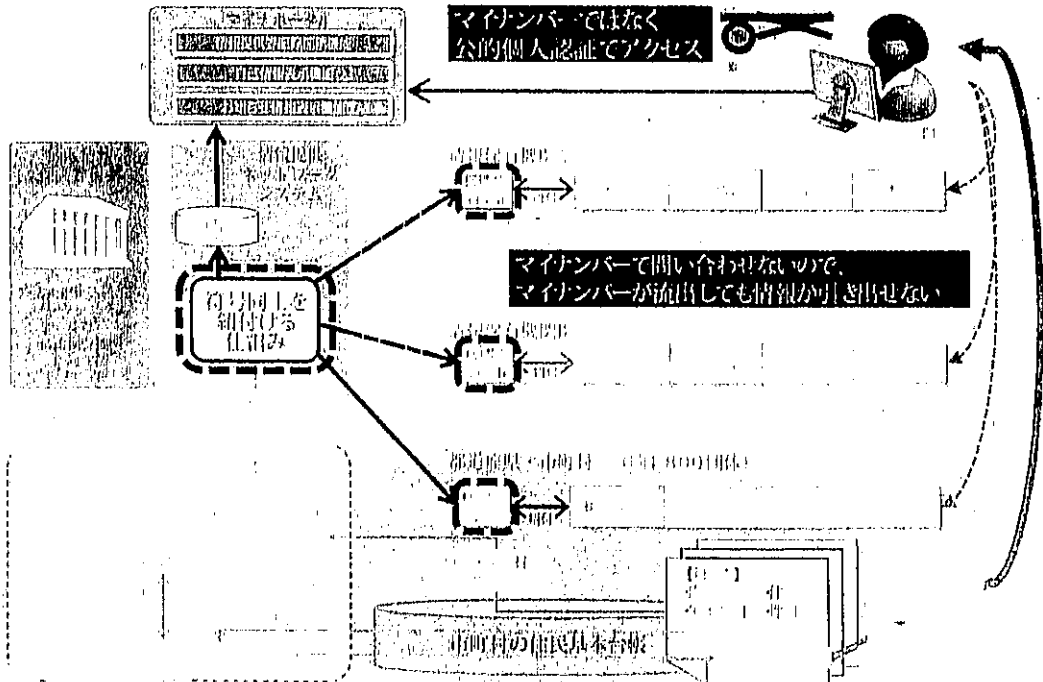
マイナンバー制度における「情報連携」とは、各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類（住民票の写し、課税証明書等）を省略可能とする等のため、マイナンバー法に基づき、異なる行政機関等の間で専用のネットワークシステムを用いた個人情報のやりとりを行うこと。



出典：「マイナンバー制度資料 平成29年12月版」（内閣府 番号制度推進室 内閣府 大臣官房 番号制度担当室）より 3



1. 情報連携（符号を用いた情報連携）



出典：「マイナンバー制度資料 平成29年12月版」（内閣府 番号制度推進室 内閣府 大臣官房 番号制度担当室）より 4

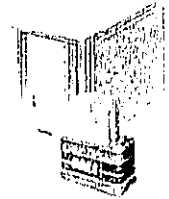


2. 個人情報の管理（システム面における保護措置）

マイナンバー制度を安全に利用するため、「システム面」から個人情報を保護するための厳格な安全対策を講じている。

システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せず、分散管理を実施
- ② マイナンバーを直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施

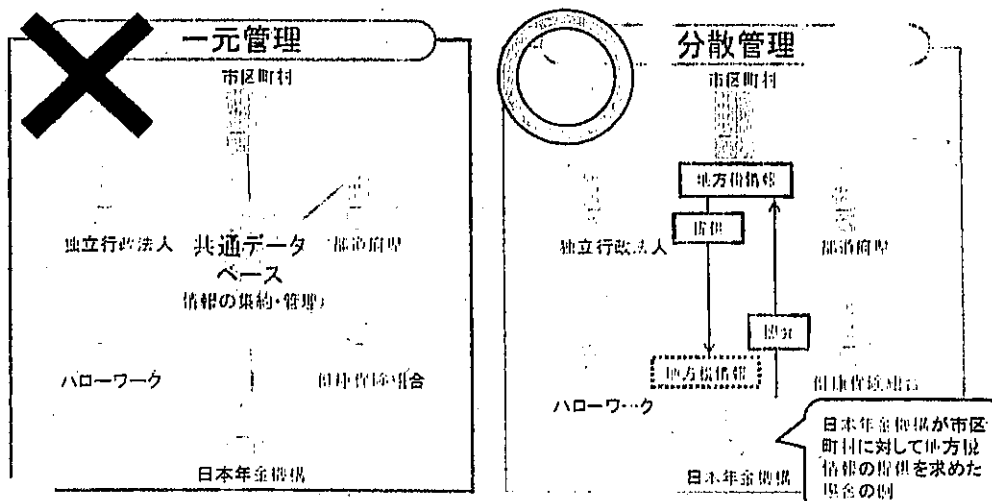


(※) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

出典：「マイナンバー概要資料 平成29年12月版」（内閣官房 番号制度推進室、内閣府 大臣官房 番号制度担当室）より

2. 個人情報の管理【①分散管理】

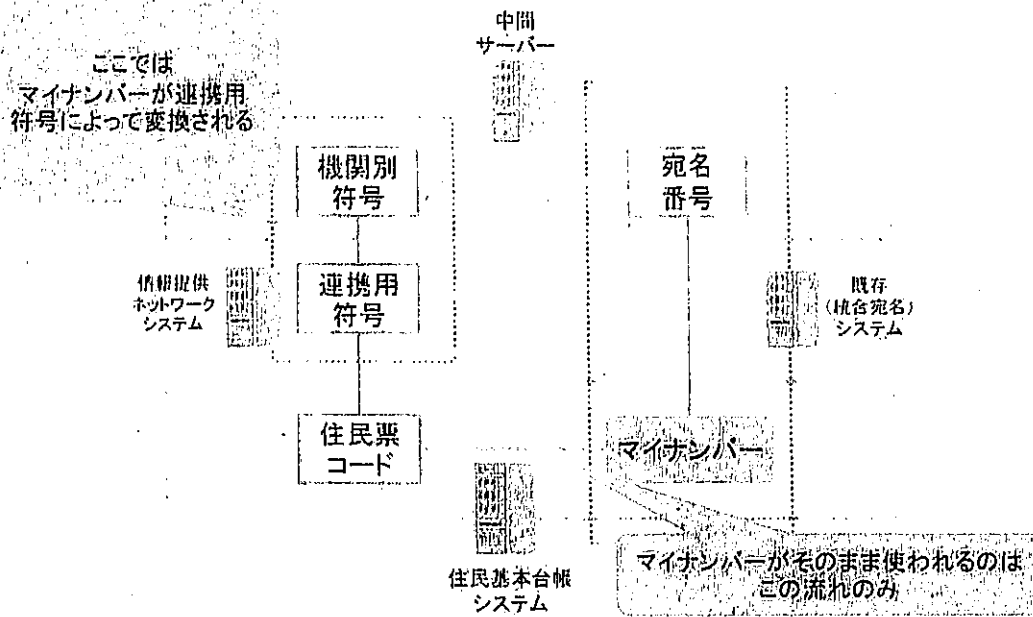
マイナンバー制度における情報の管理に当たっては、今まで各機関で管理していた個人情報は引き続きその機関が管理し、必要な情報を必要な時だけやりとりする「分散管理」という仕組みを採用している。



※情報を一元化していないので、データベースからまとめて情報が漏れることはない。

出典：マイナンバー制度入門編 eラーニング研修資料 総務省個人番号企画室（平成29年5月）より

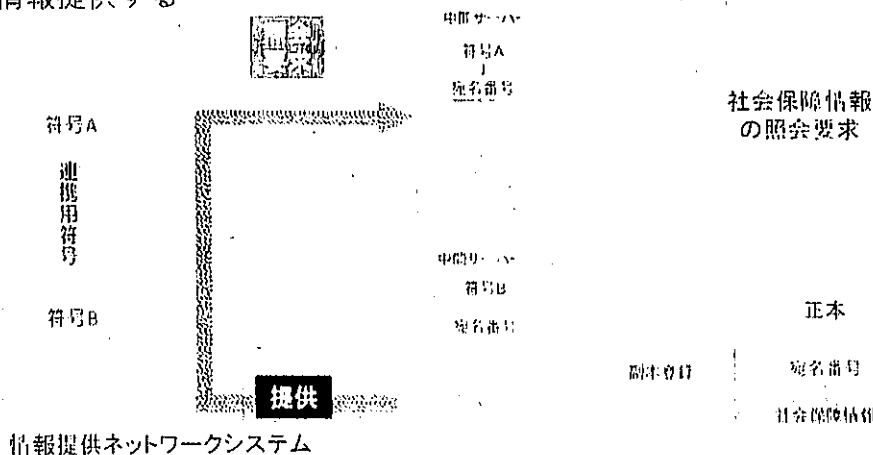
2. 個人情報の管理 【②マイナンバーを直接使用しない情報連携【その1】】



出典：マイナンバー制度入門 eラーニング研修資料 社務局個人番号企画室（平成29年5月）より

2. 個人情報の管理 【②マイナンバーを直接使用しない情報連携【その2】】

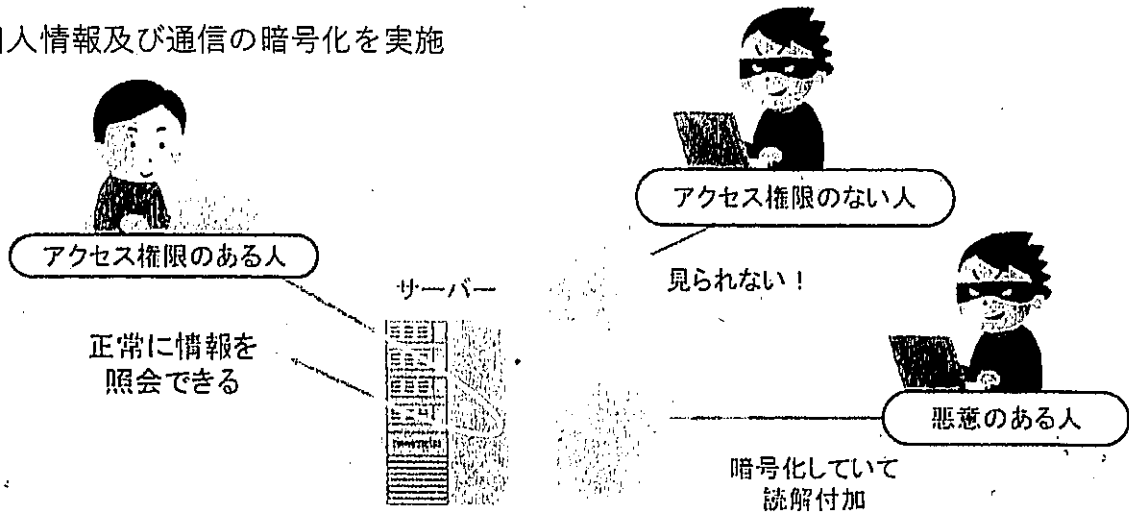
- ・ 情報提供ネットワークシステムで、「情報照会者」が保有する符号から「情報提供者」の保有する符号に変換する
- ・ 機関別符号と紐づく統合宛名番号を媒介として、社会保障情報などを中間サーバーから情報提供する



出典：マイナンバー制度入門 eラーニング研修資料 社務局個人番号企画室（平成29年5月）より

2. 個人情報の管理【③アクセス制限、④通信の暗号化】

- ・アクセス制限により、アクセスできる人を制限、管理
- ・個人情報及び通信の暗号化を実施



※限られた者のみにアクセス権限が与えられるので、アクセス権限がない者は照会できず、万が一があった際原因の調査がしやすいのが特徴である。

出典：マイナンバー制度入門 eラーニング研修資料 総務省個人番号企画室（平成29年5月）より